

千 政 企 第 1 8 8 号  
令 和 4 年 1 1 月 2 1 日

千葉市新基本計画審議会  
会長 轟 朝幸 様

千葉市長 神谷 俊一

千葉市新基本計画に関する政策評価（最終評価）原案について（諮問）

このことについて、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年千葉市条例第28号）第2条の規定に基づき、貴会に諮問します。

## 諮問理由

本市では、市政運営の中長期的な指針となる「千葉市新基本計画」（計画期間：平成24年度～令和3年度）において、効果的で計画的な行財政運営を実現するべく、政策評価を実施することとしております。

これまで、「第1次実施計画」（平成24年度～26年度）の完了に伴う政策評価（中間評価）、その結果を踏まえた評価制度の再構築、そして新たな制度による「第2次実施計画」（平成27年度～29年度）の完了に伴う政策評価（中間評価）について、本審議会において活発なご審議をいただき、答申を評価に反映させてまいりました。

このたび、「第3次実施計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）の完了及び千葉市新基本計画期間の終了に伴い、計画期間における市の取組みに係る政策評価（最終評価）原案を作成いたしました。

評価に当たっては、人口減少・少子高齢化、災害リスクや感染症リスクの増大などの本市を取り巻く課題に直面するなか、限られた財源のもとで本市の目指すまちづくりを実現するため、政策評価の妥当性・実効性を高め、今後の行政活動の改善に的確につながるとともに、市民をはじめとした多様な主体と評価結果を共有していくことが重要です。

以上のことから、政策評価（最終評価）原案についてご審議をいただきたく、諮問します。